

# 令和7年度 相模原市職員採用選考受験案内

## 行政(任期付短時間勤務職員)【生活保護ケースワーカー】

令和7年5月  
相模原市人事委員会

受付期間(電子申請) 5月30日(金)午前9時から6月16日(月)午後11時59分まで [受信有効]  
※ 申込みは電子申請: LoGoフォーム(パソコン又はスマートフォン)により行ってください。

### ◆選考区分、採用予定人数及び受験資格

選考区分	採用予定人数	受験資格
行政(任期付短時間勤務職員) 【生活保護ケースワーカー】	4人程度	社会福祉主事の任用資格を有するか、採用日までに取得見込みの人 ※ 年齢・経験は不問

※ 採用予定人数については、今後の事業計画等により変更する場合があります。

### ◆受験資格について

◎ 地方公務員法第16条により、次に該当する人は、受験できません。

- 1 禁錮刑(令和7年6月1日以降は拘禁刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 公務員の基本原則(「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする」)に基づき、日本国籍を有しない方は、採用されません。

◎ 社会福祉主事の任用資格について

社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(1)から(3)までのいずれかに該当することを要します。

- (1)学校教育法に基づく大学(短期大学及び専門職大学を含む。)において、社会福祉法により厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(3科目以上)を履修し卒業した人(専門職大学は前期課程を修了した人)
- (2)社会福祉法により都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人
- (3)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人

### ◆職務内容

◎ 各区生活支援課において、生活保護法に基づくケースワーカー業務等を担当

- ・生活に困窮している人からの相談
- ・援護及び生活保護費等の決定に関すること
- ・その他生活保護受給者が自立するための支援 等

### ◆採用予定日及び任期

採用は、原則として令和7年10月1日以降の予定です。

任期は、採用された日から最長で3年間です。

## ◆選考の内容、選考日、場所及び合格発表

選考段階	選考の内容		合格発表(予定)
第1次	(1)書類審査 (2)作文	(1)電子申請での入力内容(志望動機、自己PR等)により、総合的に審査します。 (2)「あなたが生活保護ケースワーカーとして心掛けること」について、電子申請の申込時に200字以上400字以内で述べてください。	6月25日(水)
第2次	個別面接	7月7日(月)又は8日(火) 相模原市役所周辺 ※ 詳細は対象者にお知らせします。	7月15日(火)

※ 第2次選考の個別面接は、集合時間を過ぎた場合、受験することができません。

※ 合格発表は、相模原市職員採用ホームページへの掲載により行います。

※ 第1次選考合格者には、指定の期日までに第2次選考の個別面接のための面接シートに入力していただきます。面接シートについての詳細は、合格者にメールでお知らせします。

## ◆各選考科目の配点について

第1次選考			第2次選考
書類審査	作文	合計	個別面接
20	100	120	240

◎ 第2次選考の合否判定には、第1次選考の得点は反映されません。

◎ それぞれの選考において一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

## ◆各選考の得点の簡易開示について

◎ 各選考の得点については、簡易開示を実施しており、簡易開示の請求期間内であれば、任用調査課窓口(相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館4階)で、保有個人情報簡易開示請求整理票を記入し、即時開示を求め閲覧することができます。

◎ 簡易開示を請求できる人は、選考を不合格となった本人又はその法定代理人です。合格した人は簡易開示の請求はできません。

◎ 簡易開示を請求できる期間は、最終合格発表日から1か月間です。窓口での受付時間は、土日祝日を除く、開庁日の午前9時～正午、午後1時～午後5時です。

◎ 簡易開示は、電話・はがき等による請求はできません。受験者本人又はその法定代理人が直接窓口までお越しください。

◎ 受験票又は本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、学生証等)により本人確認を行います。簡易開示請求の際にご提示ください。

◎ 開示できる内容は、不合格者の得点及び合計点です。これら以外の結果は、公正な選考の実施に影響を及ぼすおそれがあることから、開示できません。

## ◆その他の注意事項

◎ 当人事委員会が5月30日(金)に募集を開始した「行政(任期付短時間勤務職員)【窓口サービス担当】」との重複した申込みは受け付けません。

◎ この選考において提出された書類は、一切返却しません。なお、この選考において市が収集する個人情報は、採用選考、採用に関する事務及び採用後の人事情報以外の目的のために使用することはありません。

- ◎ 不正行為が発覚した場合は、その時点で当該選考を失格とします。
- ◎ 受験に際し、配慮を要する場合(車いすの使用等)は、その旨を申込時に「受験上配慮を要する事項」に入力してください。
- ★ 相模原市職員採用選考は市民の皆様の貴重な税金を使って実施します。  
税金を有効活用するため、選考の申込みをした人は積極的な受験をお願いします。

## ◆合格から採用まで

- ◎ 受験資格がないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- ◎ 虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。

## ◆採用に関するQ&A

- Q 居住地や、年齢、性別等による有利・不利はありますか？
- A 受験者の住所、年齢、性別、学歴や職歴によって有利・不利になることはありません。
- Q 最終合格したら、希望する特定の生活支援課に配属されますか？
- A 配属先は、必ずしも希望に添えるとは限りません。ご了承ください。

## ◆勤務場所、時間等

- ◎ 勤務場所は原則として、緑生活支援課（橋本又は津久井）、中央生活支援課（中央）、南生活支援課（相模大野）のいずれかとなります。
- ◎ 原則として、勤務日数は月曜日から金曜日までの5日間で、午前8時30分から午後5時15分までのうち6時間の勤務となります。
- ◎ 勤務場所となる市内の各施設は、敷地内を原則禁煙としています。（特定屋外喫煙場所が設置されている施設もあります。）

## ◆給与

- ◎ 給与は、相模原市一般職の給与に関する条例等に基づき、給料月額が決定されるほか、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- ◎ 職務の級は、年齢・経験にかかわらず、行政職給料表(1)の1級(主事級)に決定されます。

<参考>初任給の例(令和7年5月1日現在)

※ 22歳で大学を卒業し、採用時の年齢が22歳の場合

給料月額	地域手当	合計
170,245円	20,429円	190,674円

- ※ 特殊勤務手当として、日額400円が支給されます。（半日以上勤務時間でケースワーク業務及びこれに付随するデスクワーク事務を行った場合）
- ※ 経験を有する人については、基準学歴卒業後の経験年数を加算して給与が決定されます。
- ※ 給料月額及び各種手当は、条例改正等により変更されることがあります。

## ◆福利厚生

- ◎ 健康保険、厚生年金、雇用保険、年次休暇、夏季休暇等

## ◆申込方法について

<p>申込方法</p>	<p>パソコン又はスマートフォンで、下記のURL又は二次元コードから、LoGoフォームへアクセスして、お申し込みください。アカウントの登録及びログインは不要です。</p> <p>申込内容を入力し送信すると、受験番号が自動採番されますので、メモ又は画面を保存するなどしてください。また、入力内容が表示された送信完了の確認メールが入力したメールアドレスあてに送信されますので、選考が終了するまで必ず保存してください。なお、送信完了メールに記載されたURLのリンクから、申請状況の照会及び取消しが可能です。</p> <p><a href="https://logoform.jp/f/rDHqX">【申込フォームURL】 https://logoform.jp/f/rDHqX</a></p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>申込フォームの入力事項</b></p> <p>氏名、フリガナ、住所、電話番号、メールアドレス、性別(任意)、生年月日、学歴、職歴、 アピールしたい免許・資格、志望動機(200字以内)、 自己PR(200字以内)、作文(200字以上400字以内)、 趣味・特技(40字以内)、受験上配慮を要する事項等</p> </div> <p>※ 申込フォームの入力事項を確認し、入力する内容を事前に準備しておくスムーズです。          ※ 修正する場合、LoGoフォーム上で申込内容を修正することはできませんので、一度申込みを取り消しの上、再度お申し込みください。          ※ システム機器の保守点検等により、受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、ご注意ください。          ※ 使用される機器や通信回線上の障害によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和7年5月30日(金)午前9時から6月16日(月)午後11時59分まで【受信有効】</p>
<p>受験票・写真票</p>	<p>受験票と写真票は、第1次選考合格者にメールで書式を送付します。ご自身で作成し、第2次選考の個別面接当日に必ずお持ちください。</p> <p>※ 受験票・写真票を印刷するため、プリンターが必要です。          ※ 第2次選考当日に受験票・写真票を忘れた場合、又は写真票に写真の貼付がない場合は、受験できません。          ※ 写真について：①3か月以内に撮影したもの ②上半身、脱帽、正面向 ③縦4cm×横3cm程度 ④写真の裏に氏名を記入すること</p>

### <お問合せ先>



相模原市人事委員会 行政委員会事務局 任用調査課

TEL 042-769-8320(直通) (平日午前8時30分～午後5時15分)

Eメール jin-c@city.sagamihara.kanagawa.jp

この受験案内は、選考が全て終了するまで使用しますので、必ずお手元に保管しておいてください。



職員採用案内HP



人事委員会X(Twitter)



(相模原市緑区・中央区・南区の各区は、令和7年4月1日に誕生15周年を迎えました。)